

第二十八回国会 衆議院 文教委員會議録第十八号

昭和三十三年四月十六日(水曜日)

午後二時五十二分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君

理事佐藤觀次郎君

杉浦 武雄君 渡海元三郎君

並木 芳雄君 濱野 清吾君

小牧 次生君 櫻井 奎夫君

鈴木 義男君 高津 正道君

野原 覺君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席國務大臣 松本 東君

出席政府委員

文部事務官(大臣) 齋藤 正君

官房総務参事官

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤譽三郎君

委員外の出席者

専門員 石井 勘君

四月十一日

委員野原覺君辞任につき、その補欠として猪俣浩三君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員猪俣浩三君、小牧次生君及び福田昌子君辞任につき、その補欠として野原覺君、櫻井奎夫君及び平田ヒデ君が議長の指名で委員に選任された。

四月十日

女子教育職員の前産後の休暇中に

第一類第六号 文教委員會議録第十八号 昭和三十三年四月十六日

おける学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案(高田なほ子君外二名提出、参法第一一〇号)(予)

同月十一日

産業教育振興法の一部を改正する法律案(竹中勝男君外二名提出、参法第二二〇号)(予)

同月十六日

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二二一〇号)

同月十一日

養護教諭必置に關する請願外四件(神田大作君紹介)(第二九一九号) 同(田原春次君紹介)(第二九二〇号) 同外二件(藤枝泉介君紹介)(第二九二一〇号) 同外十六件(田中稔男君紹介)(第二九二二〇号) 同(下平正一君紹介)(第三〇〇一〇号) 同外十八件(戸叶里子君紹介)(第三〇〇六一号) 事務職員各職の各職に關する請願外十三件(田中稔男君紹介)(第二九二二〇号) 同(下平正一君紹介)(第三〇〇二二〇号)

米納津中学校存置に關する請願(櫻井奎夫君紹介)(第三〇六〇号)の審査を本委員会に付託された。

四月十五日

義務教育施設費国庫負担制度確立に關する陳情書(愛媛県町村会長藤堂満義)(第九三二一〇号) 養護教諭必置に關する陳情書外三件(仙台市立七郷中学校新田昭三外四名)(第九三三二〇号) 教育関係予算増額に關する陳情書(長崎県東彼杵郡波佐見町立東中学校分会佐原治寿外十九名)(第九三四四〇号) 修身科復活反対に關する陳情書外一件(柳川市矢留町一〇八穆谷キクノ外一名)(第九三五五〇号) 勤務評定反対に關する陳情書外十五件(長崎県東彼杵郡波佐見町立東中学校分会佐原治寿外七十三名)(第九三三六〇号) 市町村合併に伴う小中学校の統合促進に關する陳情書(佐賀県議會議長山下徳夫)(第一〇〇五五〇号) 天然記念物指定地域における鶴の被害補償に關する陳情書(鹿児島県町村議會議長長前田新太郎)(第一〇〇八八〇号) 本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案(内閣提出第一一五五号)

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二二一〇号) 産業教育に關する件

○山下委員長 それではこれより會議を開きます。

この際議事進行に關して、平田ヒデ君より発言を求められております。これを許します。平田ヒデ君。

○平田委員 議事進行についてお伺いいたしますが、本委員会の法案審議は、いつも政府提出の法案が優先的に取り扱われております。議員提出の法案はなかなか日の目を見ないでおるわけでありまして、これはどうしてそういうふうにおくられていらつしやるのか、委員長にお伺いいたします。

○山下委員長 平田ヒデ君に私よりお答えを申し上げます。本委員会の法案の審議は、御承知の通り理事会でいろいろ御相談を申し上げまして、両党の意見の一致を見て、できるだけ委員会の審議をスムーズに運営いたしたい、こういう考えから理事會等で相談を進めて、法案の審議を進めて参つてきておるのであります。従いまして議員提出の法案を軽視するというわけではございませんが、過般来も野原委員よりこのことについていろいろ質疑等がございまして、平田委員も御承知であ

ろうと思つてあります。議員提出の法案も、政府提出法案同様、なるべく早く取り上げて審議を進めて参りたい、かように考えておりますので、御了承をいただきたいと存じます。

○平田委員 委員長のおっしゃること、まことにごもっともでございますけれども、会期も何か押し詰まっています。この際大臣もお見えになつていらつしやいますので、大臣とそれから内藤局長さんによつとお伺いをいたしたいと思つております。私の提案いたしておきます法律案についてでございますけれども、これは二十六、二十七と継続審議になっておるのでございまして、ところでこれはどういふのかと申しますと、お忘れになつていらつしやるかもしれないと思つて、ちよつと一言申し上げたいと思つております。これは市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案でございます。これは実はただ一回だけ審議をいたしておるわけでございますが、この法案は決してむずかしい法案でもございませぬし、それからこれにつきましては大臣にも陳情いたしましたおるわけでございます。ちよつと申し上げておきます。これは神戸、大阪、京都、名古屋、横浜のいわゆる指定都市の定時制高校教職員の給与が、府県支弁であることは教育上非常な支障を認めますので、市支弁に切りかえるというのでございまして、これは第二十四国会におきまして成立いたしました地方教育行政の組織及び

ろうと思つてあります。議員提出の法案も、政府提出法案同様、なるべく早く取り上げて審議を進めて参りたい、かように考えておりますので、御了承をいただきたいと存じます。

ろうと思つてあります。議員提出の法案も、政府提出法案同様、なるべく早く取り上げて審議を進めて参りたい、かように考えておりますので、御了承をいただきたいと存じます。

運営に関する法律第五十八條、地方自治法第二百五十二條の十九等に照らしても明らかでございます。本法の成立によりまして、市町村立定時制高校と全日制高校教員との間に、定員、給与、退職金等に非常な格差を生ずる結果となりまして、いわゆる新教育委員会の意図した身分の保障、給与の改善は、逆の結果を生ずるようになったわけでございます。この不合理を解消し、そしてこれの改善をはかりたいというのが、いわゆる定時制教育の能率的な発展をするというわけであったのですけれども、結果としては反対になった、こういうのでございます。

もう一つは公立幼稚園の教員の給与についてでございますが、資格は義務教育職員と同様に要請されているにもかかわらず、市町村立学校職員給与負担法も適用されておられませんし、全般的に給与が低いところに問題があるわけでございます。これが不合理を是正するといふものでありまして、職員給与の二分の一を原負担としたいというのでございます。この幼稚園の予算につきましては、わずかに九百六十九万円を計上していただければ、これは今のところでは解決を見る、こういうわけでございます。国家予算から見ますれば小指の先ほどの額であると思われたいわけでございます。松永大臣もそれから内藤局長さんも、その趣旨はよくわかる、ことに大臣は、それはよくわかる、これはしてやらにやいかぬ、こういうふうにはほんとうにおっしゃっていらっしゃるわけでございますけれども、どうも委員会におきますところの法案審議の過程におきまして、そういう大臣のあたたかい御意思があまりここに

反映していなかった。これから反映していただければ大へん仕合せでございますけれども、そういう点でこの問題について大臣と局長さんはどういふふうにお考えになっていらっしゃるのか、何れを御していただきたかと思われたいわけでございます。

○松永国務大臣 ただいま平田委員の御質問の問題は、これはもうかねがね申しておりますように、趣旨は十分私どももそうしなければならぬというふうにご感念しておるのです。特に定時制の問題や通信教育に当っておる人々の問題等についても、何とか善処しなければならぬというところは、これはもう私がその職について初めから主張しておるものであります。さらにまた幼稚園の問題、これも御指摘の通り何とかしなければならぬというところは考えておりますけれども、本年度すなわち三十三年度にはどうも完全にわれわれの主張がいられなかつたのであります。しかしこれは願を迫りて来年度には相当御要求に應ずるようになり得るといふことを確信いたしておるわけでありまして、

○内藤政府委員 五大市の定時制高等学校の負担を都道府県から市町村に移すようにという点が第一点でございます。この点私どももできるだけそういうことが可能なならばいたしたいと考えて、五大市の当局ともいろいろと相談をいたしましたけれども、これを受けるとなると話す方の都道府県との間がまとまりませんので、この点について今円満なる解決を待っているわけでございます。今後とも努力をいたしたいと考えておりますが、今直ちにここで御賛成するわけには参らぬと思っております。

それから幼稚園の件でございますが、幼稚園の方はむしろ御指摘のように小中学校と同じような教員の資格なり体系になっておりながら、給与が小中学校の先生に比べて非常に悪い、これは何とか改善しなければならぬという点は全く私どもも御指摘の通りだと思っております。この点は市町村における教育費が貧弱なために幼稚園の給費が食われる。そうして幼稚園の教員の給与費が保障されないというところにあるわけでございます。この点は何らかの形で幼稚園の先生方の待遇改善をいたしまして、小中学校並みに引き上げたい、こういうふうにご念願をいたしておるわけでございますが、ただいま御提案になりました法案につきましては、まだ私どもも検討すべき点が残っておりますので、もう少し検討させていただきますと思っております。

○平田委員 大臣それから局長さんのお考え方はよくわかりましたが、どうかその趣旨をよく御了解いただきまして、できるだけ早くこれが実施されたいように、格段の御努力をお願いいたします。また私どもの方もいたしたいと思います。いろいろとまだ研究しなければならぬ問題もございまして、けれども、どうかよろしくお願いいたします。

○山下委員長 それでは次に農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を聴取いたします。渡海元三郎君。

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「又は水産」を「水産、工業又は商船」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第一条中「又は水産」を「水産、工業(電波を含む)又は商船」に、「規定に基づき」を「規定の趣旨に基づき」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第三条の見出し中「教員」を「教員及び実習助手」に改め、同条第一項中「又は水産」に関する課程を置くを「水産、工業、電波又は商船」に関する課程を置くに、「又は水産若しくは水産実習」を「水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習」に、「又は水産実習」を「水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習」に、「当該農業又は水産に関する課程」を「当該農業、水産、工業若しくは電波又

は商船に関する課程」に、「又は水産」に関する科目を「水産、工業、電波又は商船」に関する科目に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する国立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

第四条の見出し及び同条中「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

附則 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

理由 国立又は公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給対象に工業(電波を含む)又は商船に係る産業教育に從事する教員を加え、また、新たに農業、水産、工業(電波を含む)又は商船に係る産業教育に從事する実習助手にも産業教育手当を支給するようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約二百七十二万円の見込である。

○渡海委員 たいだいま議題となりまし
た農業又は水産に係る産業教育に従事
する国立及び公立の高等学校の教員に
対する産業教育手当の支給に関する法
律の一部を改正する法律案につき、そ
の立案の趣旨を申し上げますと、こ
れに、内容の概略について御説明申し上
げます。

産業教育振興法におきましては、産
業教育に従事する教員の勤務の特殊性
にかんがみ、資格、定員及び待遇につ
いて特別の措置が講ぜられなければ
ならない旨を規定しており、この規定
に基づき、取りあえず農業または水産に
かかる産業教育に従事する教員に対し
て産業教育手当を支給する現行法の制
定をみたのでありますが、同法審議の
際の附帯決議もあり、その後種々、検
討の結果、今回さらに、工業、電波、
及び商船にかかると産業教育に従事する
教員並びに農業及び水産を含め、これ
ら教育の実習について、教諭の職務
を助ける実習助手で政令で定める者
に対して、産業教育手当を支給し得る
よう所要の改正を行おうとするもので
あります。

そもそも、工業高等学校の教育は、
工場における実質的推進力となる現場
技術員を養成することを目的とする
ものであります。この意味からその
教育は実質的な生産教育であります。
従って、その教育の中心をなします
ものは生産の実習でありますから、生
徒一人一人の体験と反復練習が絶対に
必要なのであります。そのため、工業
科の教員は実習指導のための諸準備、
実習資材の手配、設備の保全、修理及
び整備、実習作業の指導あるいは特別
研究の指導等多忙をきわめるのであり

まして、その実習指導に当りまして
は、機械操作、薬品処理、高温高熱処
理、高圧作業等困難かつ強度な作業、
危険な作業等に従事しなければなら
ない同時に、生徒の安全管理に対する
特別な心労を要し、さらにまた生産
実習でありますので、継続的指導の都
合上深夜に及ぶこともしばしばであり
ます。

以上でおわかりのように、これら工
業科教員の勤務は、農業あるいは水産
科の教員と並んで他の教科の教員やそ
の他の研究機関等の職員に比し、精神
的肉体的負担がきわめて大きいのであ
りまして、高等学校の農業または水産
科の教員との比較においてまさに匹敵
するものがあるのでありますから、工
業科教員をもこの手当の対象とするこ
とが妥当と考えられるのであります。
なお電波高等学校は工業高等学校に、
商船高等学校は工業高等学校及び水産
高等学校に、それぞれ全く準ずるもの
として今回同時に取り上げた次第であ
ります。

次に実習助手についてであります
が、実習助手は教諭を助けて各分野別
に実習指導を分担し、また実習指導の
準備や整理始末を主たる任務としてお
り、その職務内容は教員に準ずるもの
であり、単なる施設・設備の保守や備
品の出し入れを職務とするものと異な
るものであります。しかし実習助手の
すべての者を対象としたし、このこと
は、他の職務のものとの均衡もありま
すので、政令で定めるものに限ること
にしておりまして、特殊技能を有する
等教員に準ずる者に限定いたす予定で
あります。

これら産業教育手当の支給の額並び
に方法につきましては、現行の農業ま
たは水産の教員におけると同様である
ことを予定しております。
なお、この法律は、昭和三十三年四
月一日にさかのぼって適用することと
し、本年四月分から支給できるように
しております。

以上はなほ簡単でございますが、
提案理由の説明を申し上げます。
何とぞ、御審議の上すみやかに御可
決下さいますようお願いいたします。
○山下委員長 質疑の通告がございま
すからこれを許します。佐藤観次郎君。
○佐藤(観)委員 本案は前国会におい
ていろいろ審議された問題でありまし
て、農水手当を争ったあとでは必ず工
業学校及び商船学校の手当を支給し得
るようにするといふ附帯決議をつけ
て、全会一致これを通過させたわけで
あります。それが今度自由党の提案で
出されたというところはまことにけつこ
うであります。ただ問題になります
のは、実習助手の手当の範囲をどのく
らいにするのか、その点について提案
者に質問いたします。

○渡海委員 提案理由の説明の中でも
申しましたように、実習助手のすべて
のものを対象といたしますことは、他
の職務のものとの均衡もありません
ので、政令の定むるものとしたしまし
て、政令で定むるものの大体提案者と
して予定いたしておりますのは、特殊
技能を有する教員に準ずるものを予定
しておるのでございまして、細部の点
につきましては本委員会における審議
の経過をも考えまして規定されるも
の、かように考えておる次第でござい
ます。

○佐藤(観)委員 もう一点お尋ねいた
しますが、これは公立学校には適用さ
れておりますが、私立学校に適用され
ないことになっておりますが、その点
について何か提案者に御意見なりある
いはお考え方がお尋ねいたしまし
ます。

○渡海委員 私立学校の重要性、佐藤
委員の言われるのももつともござい
まして、私たちがその重要性は十分
認めておるのでございますが、私立学
校の待遇の標準が、国立並びに公立
の学校に比しまして非常に区々雑多であ
るのが現状でございます。その実情
などもいさしよく調査いたしましたし
措置を講ずべきものである、かように
考えておつたものでございまして、
今回これを割愛した次第でございまし
て、御趣旨は十分同感であります。
○佐藤(観)委員 今度は政府委員にお
尋ねしますが、この実習助手のことに
ついて、政府はどういうようにお考え
になっておられるのか、この法案の将来に
関係がありますので、内藤局長にお尋
ねします。

○内藤政府委員 提案理由でお述べに
なりましたように、特殊技能を有する
等、教員に準ずる者というところで、私
どもはその範囲を一つ明確に政令で規
定いたしたい、かように考えておりま
す。
○佐藤(観)委員 実はこの法案につい
ては、先国会において赤城宗徳氏から
いろいろ提案理由の説明があり、今は
なくなつておりますが、当時竹尾委員
から強い反対がありました。そのとき
にも、実習助手の問題については片手
落ちであつてはいけな、とにかく工
業学校や商業学校に適用するようにと

いう強い案があり、予算関係もありま
すので、十分ではないにしても、一応
は先国会を通つたのでありますから、
ぜひとも一つこの趣旨を休して、本案
が実際にうまく行われるように私は要
望して、質疑を終ります。

○山下委員長 この際国会法第五十七
条の三の規定により、本案に対する
内閣の意見を聴取いたしたいと存じま
す。松永文部大臣。
○松永文部大臣 政府といたしまして
は、本案については、三十三年度はこ
れに伴う財政措置が講ぜられていない
のみならず、他の公務員との均衡、さ
らに今後の財政負担の関係等、種々検
討すべき問題が多いので、賛成しがた
いのでございます。
○山下委員長 他に質疑はございませ
んか。なければ本案に対する質疑
はこれにて終了いたしました。
これより討論に入ります。佐藤観次
郎君。
○佐藤(観)委員 私は日本社会党を代
表して、本案に対し賛成の意を表する
ものであります。
しかしながら本案は審議中再三検討
が加えられましたように、私立学校に
対しては何らの措置もとられていない
のでございます。政府は私立学校の重
要性にかんがみ、理振法、産振法に
よつて見られるような私立学校への補
助について、来国会までに措置される
よう、特に要望いたしまして、私の賛
成討論を終ります。
○山下委員長 これにて討論は結局い
たしました。
これより採決いたします。本案を原
案の通り可決するに賛成の諸君の御起
立をお願いします。
〔総員起立〕

○山下委員長 紀立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

○山下委員長 紀立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。(拍手) この際坂田道太君より発言を求められております。これを許します。坂田道太君。

○坂田委員 ただいま可決されました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に關しまして、次の通り要望いたしたいと存じます。

要望案 産業教育振興法の趣旨に基き、私立学校の重要性とその財政の窮状とに鑑み、本法案の内容が農業、水産、工業(電波を含む)、又は商船に係る産業教育に従事する私立の高等学校の教員及び実習助手に対しても来年度より等しく準用されるよう、政府は速やかに所要の措置を講ずべきである。

右要望する。

以上でございます。委員各位の御賛成を得まして、本委員会の決定としていただきたいと存じます。御賛成をお願いいたします。

○山下委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○山下委員長 それでは速記を始めたい。ただいまの坂田君の御提案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○山下委員長 起立総員。よって坂田君の提案のごとく決しました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委員

員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○山下委員長 次に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案を議題となし、審査を進めます。

○櫻井委員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案について質問をいたします。

この法律は第一条に目的が明記してあります通り、公立の義務教育諸学校に關しての学級規模と、教員の配置の適正化をはかるために、学級編制及び教職員定数の標準についての必要な事項を定めて、もつてわが国の義務教育水準の維持、向上をはかる、こつてい法律でございます。その法の精神、趣旨、こつていものについては私どもは全く賛成の立場をとるのでござい

ます。この法律をさきに検討して参りますならば、全くこの義務教育水準が向上する面もあるし、あるいはまた逆に逆行する面も出て参るし、またせつかくこの法律を作りながら、幾つもの抜け穴を設けておる、こつてい点について私どもははなはだ不満に思つてござい

ます。従いまして、私はこの法案の内容につきまして、ただいまより質疑をいたしたいと思つて、

まず第一点は、この法律の題名でございます。学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案、標準という言葉を

をどうしてお使いになつたか。今まで学校教育法施行規則におきましては基準という言葉を使つてある。高等学校も甲号、乙号というふうに法的には基準という言葉を使つてある。ところが今回出てきた法律案を見ると、今までのそつてい言葉を一擧して、標準とい

う言葉を使つてあるわけでありまして、この基準と標準との法的意味の相違を一つお聞かせを願いたい。

○内藤政府委員 基準と申ししても標準と申ししても同じような趣旨でございます。別に他意があつたわけではございません。

○櫻井委員 基準も標準も同じだとおっしゃるのですか。

○内藤政府委員 中身は同じでございます。

○櫻井委員 中身が同じならば、今まではあらゆる教育関係の法律に使つてある基準という言葉を使うとお使いにならないで、今回に限つて標準という言葉をお使いになつたのか、御心境を承わりたい。

○内藤政府委員 実体は標準と申ししても基準と申ししても中身が同じだ、こつてい意味でございます。そこは基準と標準の多少のニュアンスと申しますか、そつていものについて受け取り方が違ふかと思つて、いろいろ自治庁、大蔵省等との折衝をしてい

る間に、標準という言葉に変えてくれというのでしたから、標準といたしたわけでございます。

○櫻井委員 今の局長の答弁によつて、くしくも私はこの法律の性格が明瞭になつたやうな気がいたすのでござ

います。自治庁、大蔵省との折衝の段階に基準が標準と變つた、こつていこ

とでございますが、なるほどこの法律案を見ますと、附則のごときはどうも文部省の精神ではないやうな気がする。自治庁ないしは大蔵省の意向が多

分に入つて、そつていこつていあつてもこととした法律案ができたといふ感じがするのでございませぬ。どうも基準から標準に一転したこの中にすでに私は

この法律の性格が明瞭化しておるやうな気がするのでございませぬ。これは遺憾ながらあなたと私の見解の相違ですけれども、標準は基準と同じだ、こつてい解釈してよろしゅうございませぬ。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 字句の論議をいたしましてまことに恐縮ですけれども、内容が同じ、ニュアンスが少し違ふ、こつていおっしゃるわけですね。ニュアンスは

どれくらい違ふのですか。

○内藤政府委員 中身は別に変つたわけではございません。標準と基準との言葉のあやの問題だと私どもは思ひますので、少くとも内容的には同じものだと思つておられます。

○櫻井委員 それでは文部省の解釈は従来の文教関係の法律に感られておる基準と同じ考え方である、こつていこつてい確認してよろしゅうございませぬか。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 次に問題は第三条にあるわけでございます。第三条の二項に学級編制の区分と一学級の児童または生徒の數とをここにございませぬ。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の学級の児童又は生徒の數の基準は、別に政令で定める數を標準として、都道府県の教育委員会

が定める。こつていこつていことでありませぬが、一体「政令で定める數を標準として」といふこの政令の内容はいかなるものであるか、お示しを願いたい。

○内藤政府委員 これは後にも問題になります。大体私どもは五十を基準にいたしますが、小さい学級の場合には五十五まではやむを得ないだらう、たとへば單式と申しますか一学級で

つとつてい場合、この場合には五十を一つこえますと二十六人で今度学級を作らなければならぬ、こつていことになりませぬので、こつてい場合を予想いたしまして五十五までは認めよう、こつていこつてい考えておるわけでございます。

○櫻井委員 そつていこつてい場合は五十五名までは認めよう、こつていこつていことですか。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 そつてい第四條に、五人を加えた數をこえる數によりつとつてときは文部大臣の意見を聞かなければならないとございませぬ。これは五十五人にはまた五人を加えるといふことですか、五十人に五人を加えるといふ意味ですか。

○内藤政府委員 そこにカッコに書いてございませぬ。こつてい「政令で定める數」となつておられますから、五十五人以上にはならないといふ意味です。

○櫻井委員 このカッコの中の政令は前の政令と同じ政令ですか。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 さようでございます。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 そりするとこれは五十五人までの単式学級といえますか、五十五人までは認める、こういうことに解釈してよろしゅうございませうか。

○内藤政府委員 さよりでございませう。

○櫻井委員 学校教育の設置基準には大体五十名となっております。ところが今回このような政令で定める五十五名までよろしい、こういうことになるかと、この法律は少し詰め学級に対して何ら前進していません。学校教育の設置基準よりもさらに後退してある、五十名と訂正してあるから、今度は五十五名まで政令で認める、これはかえって逆行してある法案だと考えるのでありますが、その点いかがですか。

○内藤政府委員 御指摘のように施行規則では五十人以下を標準とするというふうになっておりますが、現在五十人以下の学級が全国で十四万学級に及んでおるのであります。ですから、私どもこの法律によって財源の裏打ちをしなければならぬ。施行規則の場合には必ずしも財政的な保障がないわけではございません。今回の法律は半額は国で負担しますし、残りの半額は各都道府県が負担します。従ってこの定数は確実に保障されますので、私ども少し詰め学級が大幅に解消できる、かように考えておるのであります。

○櫻井委員 そりすると大体学校教育法施行規則では一応の理想というものをうたったのであって、今度のは現実的に即して予算の裏づけをしなければならぬから五人くらいの幅を認めたい、こういうことではございませうか。

○内藤政府委員 大体その五人程度の範囲は認めないと困るのではなからうか。たとえば先ほど申しましたように、一学級五十一人になったら二つ分の学級に分けろとおっしゃいますと、これは二十六人で一学級にしなければならぬという点で、財政上不経済になる点もありませんので、多少のゆとりというのはいただかなければならぬのではなからうか、かような趣旨でございませう。

○櫻井委員 局長の趣旨はわかりました。しかし今日日本の義務教育の大きな障害となつておられるのは、しばしば申し上げます通り、少し詰め学級であるいは二部授業、こういうふうなものが、やはり義務教育の水準を向上させる上に大きな壁となつておられることは、おっしゃる通りでございます。先般の委員会でも申し上げました通り、五十五名あるいは五十七名を定数としておられる学級、これが日本の全国的なあれから見ますと実に多いわけですね。それで、そういうものに対しては文部省は何とかしたいということでは、いろいろ法律を出しておられるわけでありませうが、これははなはだ私どもとしては不満足である。もう一歩前進した数を出して、もっと積極的にこの少し詰め学級の解消という点に熱意を示してもらいたい。このことについて、すでに広島大学でも実験をやつておられるというふうな報告を私どもは聞いておられる。たとえば同じ学年の生徒を五十人と三十人に分けて、同じ教師が同じ期間内に同じ学科を教えて、その結果の測定をやつておられる、あるいはまた東大でもそういう実験がなされておられる、こういうことを聞いておられるわけではございませう。

○内藤政府委員 御指摘のように児童数が少ければ少いだけ手の込んだ指導ができませんので、教育効果のあるのは当然のことでありまして、欧米各国は大体三十人から三十五人の範囲でございませう。わが国でもできるだけ生徒数を低くしたいのでございませうけれども、終戦後六・三制を一挙に実施いたしました関係でまだ整備ができておりませんので、この程度で現状は一歩前進したと考えておられて、十分満足という意味ではございませう。今後努力いたしたいと考えます。

○櫻井委員 一歩前進という意味では私どもも同感なものであります。先ほど私が申しました適正学級とは、わが国において一体どれくらいなものを適正学級にしたらいいか。そういう科学的研究的資料——諸外国でもございませう、こういうものを資料として本委員会に御提出をお願いしたい、これをお願いいたしておきます。

同じく第四条の、大体五十人を五十五名にしようというときには、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。こういうことになっておられますが、これは文部大臣が意見を言われるわけですが、この文部大臣の意見というものは一体都道府県の教育委員会に対して拘束力を持つものか持たないものか、ただ意見の言いつけはなしか、公的な解釈を聞きたい。

○内藤政府委員 この趣旨は五十五人以上の少し詰め学級を抑制したいという趣旨でございませうので、できるだけ指導勧告によりまして、五十五人以下

に切り下げるように最善の努力をいたします。しかしこれは意見でございませうので、法的拘束力はございませう。できるだけ五十五人以下になるように指導したいと考えておられます。

○櫻井委員 それではこれはやはり文部大臣が単なる意見を述べて、そういう姿に徹底してもらいたいという要望をなさる程度のもので、こういうことではございませうか。

○内藤政府委員 先ほど申しましたように、五十五人以下に抑えるという趣旨で、財政的な措置も文部省が自治庁と交渉してとりましますから、できるだけ五十五人以下に抑えるように強く指導したいと思ひます。

○櫻井委員 財政的な責任を持つて指導をする。こういう意味でございませう。

○内藤政府委員 さよりでございませう。

○櫻井委員 第七条でございませうが、これは教職員定数の基準、あなたの方の言葉で言えは標準を説明しておられるわけでありませう。この中の「学級総数に二乗して得た数」、これは五学級あれば五に一を乗じた数でしようから五と出るわけですね。十二学級であれば十二に一を乗じて十二、こういうふうに出るわけでは、これは学級担任の先生の数をここで考えておられるのかどう

か。

○内藤政府委員 さよりでございませう。

○櫻井委員 そりするとこの第七条の第二項の表を見ますと、六学級から十七学級までの学校には二で、一学級といふのはないでしようけれども、理論的にはあることですが、一学級から五

学級までは一ということになるわけですか。

○内藤政府委員 御説の通り一学級から五学級までは一でございませうが、第三項に「五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数」、この三項がございませうから、一プラス・アルファでございませう。

○櫻井委員 私はこの法律の大きな欠点は、何でもかでも——何でもかでもと言つては語弊がありますが、大事なところはいくつと政令にゆだねて義務づけていない、ここにこの法律を私どもがさる法という大きな原因があるのです。この政令がないとすると一学級から五学級までの間は学級数かける一でしよう。それは学級担任とおっしゃる、そりするとそういう学校には校長を置かなくてもいいのですか。五学級の学校には学級担任が五人、校長はいないのでございませう。そういうことがここに出てくるわけですね。それも政令にゆだねて、あるところは校長を置かない、あるところは校長を置く、こういうふうにごまかそうとおっしゃるのか、その点をはつきりして下さい。

○内藤政府委員 大体私どもの指導行政といたしましては、五学級以下は校長というものを大体認めない方針でございませう。六学級以上に校長というものを置くように指導したいと考えておられます。

○櫻井委員 五学級以下に校長を置かないという理由は、どういふ理由によるものでございませうか。

○内藤政府委員 特別の場合ももちろん置きます。しかし五学級以下の場合には全国ばらばらなのでございませう。五学級以下の場合分枝になつておるとこ

ろ

ろ

ろ

ろ

ろが相当多いのでございます。それから
ら独立校になっておるところも多
こういうような点で、その辺で非常
学校としてどうしても他との関係で
立せざるを得ないような場合はも
ん校長を置くと思ひます。しかし分
でもい場合が相当あるわけござい
ます。ですから、分校の場合には校
を置いておられません。そのことを
上げたわけでありませう。

○櫻井委員 もろろんこれは小さな
校でございますから、五学級以下の
校は山間僻地の学校が多いと思ひ
す。そういう場合は分校にして校長
置かない、こういふことになりま
と、最近盛んに問題になっておるこ
ろの、僻地教育の振興といふこと
大きな影響を持つてゐる。やはり
級以下の小さな学校でも校長がな
ば校長にかゝる分校主任、校長と
名前がつかなければ分校主任とい
のを学級担任外に置いて、その学
運営に対する責任を持たせるとい
と――私は僻地教育振興のためには
ういふ形をとつていかなければ、
担任だけ置いて、非常に離れてお
らしいといふようなことでは、義務
育の水準の向上といふことには遠
いと思ひます。しかもこのように
地の学校は、数の上からして非常
いのですから、そういうところに政
で定めて、置いて置かなくともい
といふようなあまい態度にあるこ
の法律といふものが、義務教育の
の向上をうたいながら、実質的に
状と大した変りはない、現状より
する場合もあり得る、この法律の
を私はそういう面でも御指摘を申
たいのでありますが、どういふふう
お考えでございませうか。

○内藤政府委員 五学級以下の
に、どうしても専任の教員を置く
があり得ると思ひます。専任の校
を置くことがあるから、政令であ
度の数を認めておられるわけであ
これは全部の学校に専任の校長を
かどうかといふことは、必ずしも
ないと思ひます。しかしいすれに
しましても、兼任の主任なり兼任
長はどうしても必要でございませ
すから何らかの形で兼任で責任
くことは、これは必要でございま
さらに専任の者につきましては、
その環境によりまして専任を置く
うな数を政令で考えておられる
います。

○櫻井委員 そろそろと政令で定め
る、この政令の内容には専任を置く
を考へておる、もろろんそれでな
ばこれはならないわけだ。そうなら
なければ、これは現状より悪くなる
けです。従つて私が聞きたいこと
その政令の内容が現状よりも進んで
るか、これは資料を出してもらえ
はつきりいたします。しかしそ
資料を今ここで引き合ひに出して
ておる時間もないようございませ
ら、必ず私は分校を置いて、分校
任なりあるいは校長を置かなけれ
らないところがある、あるべき姿
級担任外に学校の責任者といふ
置かなくちやならない、従つて現
そういう専任教諭を置いておられ
のよりもこの政令は上回つた教
ておられるのか、現状でもい
ておられるか、この政令の内容を
きり御答弁を願ひたい。

○内藤政府委員 現状よりは上回つて
いることを予想しております。

○櫻井委員 内藤さん、数字がない
だからあなたは抽象的なことで、
よりあなたには下回るとおしやる
はないんだから、実際の配置状況
が、あなたの言葉は議事録に載つて
りますから、現状より決して下回
ないのだ、こういふことを確認し
ろしゅうございませうか。

○内藤政府委員 それは責任を持つて
下回らないようにしていきたいと思
ます。

○櫻井委員 それから今の表により
すと、六学級から十七学級までの
がその学級数にかける二という形
ざいませうから、ここで初めて校
級担任という形が出てくるわけ
ね。ところが十八学級から三十
の学校は四という形が出てくる。
の四はおそらく事務職員あるは
教員をさしておると思ひます
が、その内容はどのようにお考
か。

○内藤政府委員 十八から三十までの
四のうち、先ほどお話の校長、そ
から事務職員、あとの残りの二名
外でございませう。いわゆる専科
制度を加味しておるわけであり
それから養護教諭は、これは入
りませう。養護教諭につきまして
四号に「児童養護教諭に千五百分
じて得た数」とございませう。

でこの学校には、校長一と担任一
で出て参る。私どもはもう少し
細分されて、六学級から十か十一
いは二として、そして一学級に
ばないで、ここに十二学級から
らいままで設けて、そこにやはり
職員を置かないと、今日の義務
教師の教科内容、教務内容と申
か、教育活動といふものは非常
が多いのはあなたの御承知の通り
ういふところにやはり大きな思
をなさつて、そういう雑務から
教員を解放して、教育に専念させ
ういふ立場をとる、そのために
十二学級あたりから三とする、
事務職員配置の形を出されるべき
が私は大前進だと思ひますが、
律はそれがない。来年度あたり
ういふふうな方向でやられる意
るかどうか、その点を明確にし
たいと思ひます。

○内藤政府委員 事務職員の増加につ
きましては、まことに私も趣旨に
同感でございまして、この法案
七百名ほどの事務職員の増員を
ておるわけでありませう。私ども
べく早い機会に十二学級くらい
務職員を置けるように考慮したい
えておりますが、来年のお約束
ちよつと私は無理かと思つてお
す。

○櫻井委員 それは大蔵省との折衝も
あるでしよから、ここでお約束
ないかもしれませんが、そうい
努力してもらわないう、これが
いって多い学校なんです。三十、
十といふのは都会のまん中なん
十一から十七学級あたりの規模
が一番多いですが、そういうところ

にやはり事務職員を置かないとい
とは、これはやはり教育の能率を
させる大きな原因だと思ひます。
ところに文部省はもつと本腰に
勤務評定なんといふよりもこう
ころに力を入れたらどうですか
でほんとうにこの義務教育の
上をはかるということになれば、
いう雑務から解放して、教育
の中に教師を没入させるという
手段が当然とられなければなら
ない。

次に四の方でございませうが、
あなたのおつしやつたように、
員の数だと思ひますが、千五百分
を乗じて得た数、これは現在の
教員と、この基準による養護
教の比較はどのようになつて
か。

○内藤政府委員 約三千名の増員で
ございませう。

○櫻井委員 このようなことで一
定数といふものが確保されると思
てありますが、しかし現在事務
養護教員の数がこの基準より上
おるといふ県が十三県くらい
いておるわけでありませう、こ
がふえたとたんにならう上回つ
る府県に対する、特に事務職員、
教員といふのは力が弱いのであ
から、そういう者を一体この法
よつてどういふふうな処置をして
うと考へられておるか。

○内藤政府委員 これは各県ごとに
員の総数の算出の仕方がござい
ので、この通り養護教諭を置
あるいは事務職員を置けとい
はございませう。ですから、総
回つていない限りは、その中
通し合ふことは差しかないの

りまして、それぞれの県の特異性に基いて、事務職員の数も多し、養護教諭の多いところもあること、私は、私どもも検討して考えておるべきです。

●櫻井委員 これは各府県の実情によつてそれを配置しておるわけでございますから、あなたの今おっしゃる通りであります、しかし私はこの基準よりも事務職員なり養護教諭なりの数を多くしているというよりは、やはり学校の健康管理というものは非常な関心を持つておるとか、あるいは義務の面を省いて、先生方を教育に専心させようという、要するに教育に熱意がある原がそういふ上回つた数でございます。従つて、この法律が法律に出たために、その上回つた原の、特に養護教諭が多いからこれを普通の一般教職員に振りかへようというふうなことで、ここに一つの出血、首切りというものが起きないとは保障できないわけでありまして、そういうことは非常に心配いたしますので、このように教育に熱意のある原が示しておる実態というものは、やはり現状のままこれを認めていく、そこに首切りであるとか、事務職員は要らないのだというふうな事態が起らないような御指導を文部省にしていだきたいと思つておる、この点についてはいかがでございますか。

○内藤政府委員 御趣旨の通り指導いたしましたのであります。ただこの前佐賀県あたりで起きた場合、主として佐賀県は事務職員、養護教諭を非常に多く置いておるのであります。ですから、この基準よりもあるいは上回つておると思つておるが、全体として

は、この定数あたりで佐賀県も間に合ふことになつておるのであります。

○櫻井委員 この法律が出たために、上回つたところにさういふ首切りというものが起きないように指導なさる、これは文部大臣いかがでございますか、さういふふうな責任を持つてお答え願ひいたしますか。

○松永國務大臣 ただいま内藤局長が申し上げた通り、責任を持つて断行するつもりでございます。

○櫻井委員 特にお上回つておる原は、いろいろ原の実情もあると思つておるが、群馬、長野、埼玉、宮城、静岡、兵庫、東京、さういふところは、この法律より実際現実に上回つておるのであります。従つて、さういふ府県において、この法律が出たために後退しないければならぬという事態が起きないような御指導をいただかなければ、せつかつこの義務教育の水準を向上させるという大精神の法律が、逆な方向を持つてくる。このことを私どもは非常に憂慮するために、根掘り葉掘りして聞いておるのであります。

それから第十一條でございますが、この十一條の「教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができ、さういふことにより、著しく下る」とあるのは、一体どれくらいのことか。この定数を考へておられるのですか。この定員法ができてきて、それを著しく下るのは、一体どれくらい下れば著しいのか。

○内藤政府委員 一人や二人、あるいは数人程度下回つたからといって、私ども著しいとは考へておりませんが、少くとも百人以上下回るような場合には、勧告したいと思つておる。

○櫻井委員 さういふ下回つた都道府県全部に対して、この標準まで引き上げる、さういふ努力をなさるおつもりであると思つておるが、念のためにお聞きしておきたいと思つておる。

○内藤政府委員 御趣旨の通りでございます。

○櫻井委員 最後にこの附則でございますが、この附則は、実はこれは全くこの法の精神から、せつかつこの法律がこの附則があるために何かおかしな形になつておる。特にこの二項の後段ですね、これはない方がいいのじやないですか。少し詰め学級解消の熱意がさらけ出さない、さういふ問題がたかたかあるのです。この後段に「一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定める」ところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四條の規定の適用については必要な調整は、政令で定める」とういふことで、せつかつこの前の方に法律でさういふ定数の規定をうたつておるのかかわらず、学校の児童、生徒の数の減少、それから施設の整備の状況、さういふものを考慮して政令で定めるところによつて暫定的に考へる、さういふものを考へておるのか、何年ですか。来年も暫定的だ、三年先も暫定的だ、さういふものを設ければ、ここにはつきり法律で五十

名とか三十名とかいふことをうりたいながら、暫定的にまた政令でいつまでも認めていくことができるということになれば、この法律は何のために出されたのかかわらない。ただ気休めにしておるのかかわらない。ただ気休めにしておいて、これは政令で暫定的に認めていくということも——悪意に解釈すればさういふこともできる。私は、この附則といふものは何の用もない附則だと思つておる。制約しておる法律を拘束しておる、制約しておる附則であると思つておるが、何のためにわざわざさういふ附則をおつたのか、御答弁をお願いいたします。

○内藤政府委員 一ぺんに五十五人以上に切り下げますと、これは財政の負担も非常に多くなります。またそれだけの教室の整備もできないわけでございます。ですから、一つは、学校の建築の整備の状況も考え、一つは、三十三年の生徒数はピークになりますが、三十三年以後の生徒数の減少を見合せて、さうして大体五年間で少し詰め学級を解消する、さういふ方向でございますので、それと全般的な歩調を合わせる趣旨で政令で定めたい、かような趣旨でございます。

○櫻井委員 さうすると、この暫定的といふのは、最大限長くても五カ年で、三年間において解消して、最大の年限は五カ年である、五カ年計画である、さういふふうにはつきり確認してよろしゅうございませうか。

○内藤政府委員 大体五カ年の予定でございます。

○櫻井委員 それから第三項であります。第三項に標準定数といふのですか、標準となるべき定数がうたつてあります、これは自治庁からいく交付税の対象になるのか、この政令で定められた数も本法にすつと規定してあるのか、それが定数になるのか。

○内藤政府委員 これは政令でございます。

○櫻井委員 これは地方交付税法にもあります、地方交付税法の第十二條にいろいろの法律に定めた定数というものが、本法の場合は政令で定められた定数、さういふふうになつておるわけですか。

○内藤政府委員 これは暫定的にその標準となるべき数を定めるのでございまして、この附則もあわせて法律の一部でございまして、この場合にはこの政令で基本になるわけでありませう。

○櫻井委員 附則が法律の一部であることは、あなたから教わらなくても私は十分承知しておるつもりでございます。さうすると、この法律においては、しばしば申し上げます通り、政令というものがこの法律全体を生かすも殺すも自由といふところの政令で定めることとなる。この中には政令で定めるところがある、この中には政令で定めるところがある、あなたの方の非常な熱意にもかかわらず、どうもそこには大きな抜け穴がある。法律できつと定めるのはなく、何で政令で定め、いよいよ大事などころになると政令で定める、さういふふうなことで暫定的なものが設けられておる。ここに私どもはこの法律案といふものが大き過ぎる法であつて、全面的に賛成ができない理由がある。この政令といふも

のがほとんどこの法律を規制しておる、こゝういふ点についてどうですか。

○内藤政府委員 大体この定数を用いますとふえる県が三十五、六県で、四分の三くらいがふえるのでございませう。そのふえる場合に、一挙に数百人もふえますと、地方財政の上からも一挙にはなかなか参らぬと思ひますので、私どもは大体三年間程度を予定して、三年間のうちにこの定数まで引き上げたい。一度に増員することはかえって混乱を起しますので、さうな趣旨であります。

○櫻井委員 さつき五年間とおつしやつたが、あれは違ふのですか。ちよつともう一べん……

○内藤政府委員 これは三年間にこの定数まで引き上げたい。多いところは一べんに六、七百ふえるところもございませうから、六、七百一べんにふやすわけには参らぬ、こゝういふ趣旨でございませう。

○櫻井委員 附則第四項に至つては、これは全くざる法の本質を暴露しておる。公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。ここにまた政令が出てきている。それでは五十五人をこえても、また政令で定めたら六十人の学級もいゝ、こゝういふことになるのですか。その解釈はどうなんでしょう。○内藤政府委員 それは違ふのであります。これは、五十五人以上で現実には学級編制をしておるところがあるわけ

です。私どもは五十五人以下にしたいのだけれども、やはり当分の間五十五人以上の学級が相当あることを予想しまして、こゝういふ場合には教員数をふやしてやりたいといふことなんです。大体三割くらい増強してやりたいといふ趣旨でございませう。

○山下委員長 佐藤観次郎君。○佐藤(観)委員 時間もだいぶ過ぎておりますし、櫻井君からもいろいろ質問がございましたので、簡単に二、三の点だけお尋ねしたいと思ひます。すし詰め学級の解消といふことは非常にいいこととございまして、この法案について何も反対することはないと思ひますが、いろいろ議論もありませんが、長い間審議をしたのですが、私ども愛知県なんかでも六十五人くらいの生徒数を持つておる学級がある。そこで、一休文部省は一学級でどれくらいの生徒数なら工合がいい、これが理想案だといふような目安があるのかないのか。御承知のように、大蔵省並びに自治庁なんかは、予算の関係もありませうから、すぐといふわけにもいかぬけれども、どういふところに標準を置いておられるのか、その点について、すし詰め学級の解消といひますけれども、どのくらいの数ならばすし詰め学級が解消されるかといふ標準を、内藤さんから承わりたい。

○内藤政府委員 私どもは五十人以下にしたいと思つております。やむを得ざる場合には五十五人程度まで認めておるわけでありませう。しかし私どもとしては、これは理想ではございませんで、将来五十人以下になりましたら、四十人程度に下げていきたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 大体小学校の生徒のピークがきておりますので、これ以上生徒がふえることはありませんけれども、この法律について非常に心配されるのは、教員の首切りが行われるのではないかと。先ほど申しましたように、四分の三はふえるけれども、あと四分の一減れば、そこで教員の定数を減らされて首になるのだといふ心配の人があるわけなんです。この点について参議院でも予算委員会でもいろいろ質疑があつて、自治庁並びに文部当局からもいろいろ話があつたことを承わつておりますが、私どもが心配しておるのは、さういふ点について角をためて牛を殺したといふような例があるものでありませう。どんな法案でありませう、やはり欠陥がありますが、さういふ点についての心配はないのか、この点について内藤さんの御意見を承わりたいと思ひます。

○内藤政府委員 この法律を適用した場合に、先ほど申しましたように、大体九県がこの基準よりも下回つております。そこでさういふ県につきましても、ぜひ私どもの予定しておりますところのすし詰め学級の解消よりもさらにテンポを早めていただいで、その余つて分だけすし詰め学級解消に回るように指導したいと考へております。

○佐藤(観)委員 一べんにはいかぬとは思ひますけれども、これはただ文部省がすし詰め学級を解消したという宣伝に利用されるようなことがあつてはいけないので、この点についてはわれわれが地方におりませう、学校の増設あるいは今の小学校、中学校におけるこの生徒数のすし詰め現状を

見て、このままではしよるがなといふ意見もあり、またわれわれも現状を見ておるわけでありませうので、できる限り本法案を生かして、いろいろな心配のないように、父兄に心配をかけるいふように努力していただくことを要望いたしましたして、私の質疑を打ち切りませう。

○山下委員長 他に質疑はございませうか。――質疑がなければ本案に対する質疑はこれにて終ることとしたしま

ただいま櫻井奎夫君より本案に対する修正案が提出されております。その趣旨説明を聴取いたします。櫻井奎夫君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「場合にあつては、その教の下に」。以下同じ。」を加える。

附則に次の一項を加える。
(現員が定数をこえる場合の経過措置)

5 この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準として、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員

が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならぬ。

○櫻井委員 私はこの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対して修正案を提案したいと思ひのであります。

それは私が先ほどの質疑で明らかにいたしましたように、やはり現在の義務教育の水準を向上させよう、一歩でも前進させようといふこの精神は私は賛成でございませうけれども、この法律の中には、やはり多数の抜け穴があるし、特に問題点となるのは、現在この法律が施行された場合において、この法律よりも上回つて定数を持つておる都道府県が十県か九県くらいあると思ひます。こゝういふ上回つて教育に熱意をさ

上げてきたところの都道府県が、この法律が出たために、その上回つた定員が削られる、こゝういふおそれがあることを最も憂慮するわけでございます。今内藤さんの答弁を聞きませうと、さういふことはしないのだ、さういふことはできるだけ避けるんだ、文部省はさういふ指導はしないといふことを言つておられるわけでありませうが、それを法律の中で明確にうたわれない限り、内藤さんは信頼すべき局長ではありませうけれども、内藤さんの言葉だけでは、さういふ事態が起きたときに責任を追究してみたいところで、これはあとの祭でございますので、私どもはやはりこの法律の中にはつきり、さういふ事態が招来されないように、附則の四項のあとに(現員が定数をこえる場合の経過措置)、こゝういふ五項を起しまして、

「この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準として、都道府県は、第三条第二項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、すなわち現在持っておる範囲まで「学級規模の適正化に努めなければならない。」というようにこの法律に付加することによって、このような教育に熱意を示している県に対する不安、動揺を防ぐことができると思ふし、また文部省の精神もそこにあると思ふので、私はそのような趣旨に基いて修正案を提案をいたします。何とぞ委員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。修正案提案理由の説明を終る次第でございます。

○山下委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。
本修正案に対して質疑はございませんか——別に発言もないようでございますので、これより櫻井君提出の修正案及び原案を一括して討論に付します。

別に討論の通告がございませんので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議なしと認め、これより採決をいたします。
まず櫻井君提出の修正案についてお諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よって櫻井君提出の修正案は可決されました。
次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よって公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案は、櫻井君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。この際坂田道太君より発言を求められております。これを許します。坂田道太君。

○坂田委員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する附帯決議をつけたいと思ひます。
案文を朗読いたします。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行の際事務職員及び養護教諭の現員が本法によつて算定された定数をこえる都道府県においては、その現員を確保するよう万全の措置を講ずべきである。
以上でございます。

○山下委員長 ただいまの坂田君の提案について何か質疑がございますか——別になければ、お諮りいたします。

坂田道太君の提案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。
〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よって公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案は、坂田君提案の通り附帯決議を付するに決しました。

本決議案に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 異議なしと認め、さより取り計らいます。

○山下委員長 次に文教行政に関し調査を進めます。質疑を許します。野原君。

○野原委員 内藤局長に私は質問したい。あなたは最近通達を次から次へと出しておるのですが、あなたが出された通達の中に産業科の新設についての通達が出されておるよりに聞くのですが、これは一体どういふ内容のもので、その中身及びいつ出したのか承わつておきたい。

○内藤政府委員 本年度予算におきまして産業教育振興法に基きまして産業科の新設を認めていただいたわけでございます。これは二十三課程分でございます。制度的には高等学校の別科という形をとっております。大体一年ないし夜間の場合には二年で短期速成に技術者を養成するという趣旨のものでございます。日付はちょっと今記憶しておりませんが、予算に伴う措置でございます。

○野原委員 別科による産業科を設けていつから実施しようというわけですか。
○内藤政府委員 すでに高等学校別科で発足しておりますので、相当数が出ておりますが、今度の予算ではこれに新しく補助をいたしたわけでございます。二十三課程分を予算に計上いたしました。

ましたので、本年度から実施するよう府県に通達いたしましたわけでございます。○野原委員 今年度からということになりますと三十二年四月から実施というわけですね。そうするとあなたが通達を出された日付はいつになっておるのですか。四月から実施するのをいつの日付で通達を出されたのか、お聞きをいたしました。

○内藤政府委員 先ほど申しましたように、日付を今ちょっと思い出せませんが、予算の施行に伴うものでございまして、四月には発足できるように、予算成立前に私どもの希望を申し述べたと思ひます。

○野原委員 通達はたしか三月の中旬ではなかったかと私は聞くのです。なるほど別科という制度はありますが、別科による産業科を設ける場合に、四月からやるのを、わずか二週間しかないような詰つた日に通達をされるというところに問題点の一つがあります。しかし、これはしばらくおいておきましよう。そこで、産業科の新設という通達になっておるようでありますが、この点について一併中教審の答申は出しておるのかどうか承わつておきたい。

○内藤政府委員 中教審でも科学技術教育の振興という点で御意見が出ておられますので、特にこれは新しい制度でございます。高等学校の別科でございますので、別科を産業科として発足したのであります。新しく補助金を出したのであります。従来も別科として存在しておるわけでありまして、性格は変わっておりません。

○野原委員 なるほど別科というのは学校教育法にもあるわけですか。あなたは新設という文句で下に流したのですが、別科というのはあるのですが、中教審は結論は出してないはずですが、科学技術教育についての論議はあつたかもしれないけれども、私の記憶では高等学校に別科の産業科をやれという結論は具体的には中教審から出ていない。そういうものは出ていないはずで、ところが別科の新設などというよきな通達を出すことは間違いないか。どういふわけか承わつておきたい。

○内藤政府委員 これは中教審でも御審議になっておると私思ひます。この趣旨は従来高等学校の別科には補助いたしておりません。このたび新しく補助いたしたもので、従来ものと区別する趣旨でございます。

○野原委員 新設と言われるわけを御答弁願ひたいと思ひます。通達に産業科の新設についてということになっておるけれども、それを承わつておきたい。
○内藤政府委員 産業科という名前は新しく起したわけでございます。それは先ほど来申し上げておりますように、従来高等学校別科と区別する趣旨でございます。

○野原委員 三十三年の四月から実施するということですが、このために予算はどれだけになっておられますか。これは予算書にたしか出ておつたと思ひますけれども、あらためてお聞きしておきたい。

○内藤政府委員 たしか四千四百方だと記憶しております。

○野原委員 それではこういう別科による産業科でどういふような社会の要求にこたえる人間を作ろうと文部省は

考えておるのか。こういふものを設けて一年か二年でやるんでしょ。一体どういふ人間をこの別科で養成しようと考えておるのか、社会のどういふような需要によって、熾烈なる要求によってこういふようなことをあなたが考えられたのか、これを承わっておきたい。

○内藤政府委員 非常に短期速成で、中堅技術者の養成が要望されておりまして、現に労働省でやっておりますところの都道府県の職業補導所でございますが、これも非常に需要が多いのでございます。また一方において各種学校の入学者も非常に多い、こういふような状況で、高等学校三年では少し長過ぎるという方が、一年の別科では早く卒業ができるから、こういふ趣旨であります。大体労働省の職業補導所がやっておるような、主として単能工の養成になると思っております。

○野原委員 たしか私の記憶に間違いがなければ、予算説明書の中にも中堅技術者の養成、こういふようにおられておったように思っております。そこでこのこともしばらくおいておきますが、もう一念のためにお尋ねしておきます。産業界の新設ということになると、設置基準が問題になると思ふ。その点をどうお考えになっておるか承わりたい。

○内藤政府委員 従来の別科の基準でございます。

○野原委員 別科の規定というのは実にあいまいなものでしょう。あなたはこれは別科だからというけれども、それじゃ具体的に別科の規定による設置基準とはどういふことになるのか、これを承わりたい。

○内藤政府委員 従来指導して参つた基準がござります。たとえばどの程度の教員数が必要であるか、あるいは時間の間数は年間どの程度の時間をやるべきか、あるいはどういふ内容のものを教えるべきか、かような基準が従来もござりましたし、また私どもはそれに即応して定めておるのでござります。

○野原委員 それではお尋ねしますが、時間数は年間を通じてどれだけ用意しておりますか。

○内藤政府委員 大体千四百時間くらいを予定しております。

○野原委員 もちろん教育課程審議会に私はおかけになったと思ふ。なるほど教育法には別科ということはないとておりますけれども、これは実際は新設なところでは定時制はありますよ。しかし別科という形で、こういふ特殊な産業界教育が今日までなされていない。だからそうなって参りますと、やはり教育課程上の問題になってきはしないか、こう私は考へるのであります。この問題で教育課程審議会の意見をお聞きになったことがありますか。

○内藤政府委員 教育課程審議会には諮っておりません。従来の別科と同じ考え方でござります。

○野原委員 それでは学習要綱についてはどうなんでしょう。つまりこの内容です。すでに学習指導要領が出ておられますので、それに準じておるわけでありませぬ。

○内藤政府委員 高等学校の別科については、すでに学習指導要領が出ておられますので、それに準じておるわけでありませぬ。

○野原委員 私が言ふのは、この別科による産業界というものは具体的にどういふようなことを学習していくのか。

今度労働省からは企業内の訓練所というものについての明確なこまかいものが出ておる。あなたが考へておるところの、通達を出した産業界は、どういふような具体的な学習を要求されてこいう通達が出たかということですが、これは準備があるだろうと思ふ。それははっきり具体的に述べてもらいたいです。

○内藤政府委員 従来の別科と同じ趣旨でございます。

○野原委員 そこで従来の別科と同じ趣旨だ、こう言われるから、そういふような紋切り型の答弁でなしに、千四百時間の割当ですね、こういふことをどういふように考へておるのか。それは説明できないはずはない。

○内藤政府委員 大体千四百時間を予定しておる、こういふ趣旨でございます。そして、その中にはどういふものが必要かというものは、おのずから高等学校の教育課程の中できまることがおぼえております。

○野原委員 そうなりますと、ある高等学校が別科を設けていく、こうなつて参りますと、そういう了学科、つまり別科による産業界を設置していく場合に、どういふような課目を教えていくのかというのをきめる権限、これは文部省ですか、都道府県教育委員会ですか。だれがきめるのですか。

○内藤政府委員 これは具体的には都道府県の教育委員会でございます。文部省は必要があれば基準をお示しする程度でございます。

○野原委員 それでは別科による産業界の通達を出されたのだが、あなたの方に産業界の要望なり、あるいはこういふものを至急に作らなければならぬ

い、三月十四日に通達を出して四月からやれ、そういう差した追つた産業界の熾烈な要望というものは、あなたの方にあったのですか。あったとすればどういふような内容の要望であるのか、承わっておきたい。

○内藤政府委員 これは三月十四日に通達を出したのは、予算の成立前に、政府が提案したときに、大体こういふ見込みであるというところは各都道府県にも十分連絡しておるのでござります。ですから予算を年度当初に配当する場合には、予算成立前に政府は準備をするように指導しております。そういう趣旨でござりまして、文書の出たのはむしろおそくなつたわけでございます。これは衆議院の委員会を通つて後に出たと思つております。この場合に私どもは別科については従来もやっておつたわけでありませぬ。ただこ

とから初めて補助金を出すので、補助金の執行上、本年からは産業界という名前のもとに新しく補助金を出す、こういふ趣旨のものでござります。

○野原委員 実はこれは委員長もお聞きのように、どういふような学習要綱なのか、設置基準についてはどういふのかというのを尋ねても、あなたはこれは従来の別科と同じだという答へ一点張りなんです。従来の別科と同じと言われても、私は勉強が足りませぬからよくわかりませぬので、お教え願ひたいのですが、学習要綱、つまり別科に基づく産業界が設けられた場合、その産業界の別科においては、どういふようなことを学習するのか。それからあなたは設置しろという通達を出しておるのだけれども、その通達という

のは一体どういふ高等学校にこれは設置されていくのか、そこら辺をもう少し詳しく説明を願ひたいと思ふ。

○内藤政府委員 先ほどから申し上げておる通りに、従来から高等学校に別科というものが相当あって、そこで短期速成の技術者養成をやつておるわけでありませぬ。本年から變つた点は産業界という名称のもとに補助金を出します。こまかいことは全部各都道府県なり高等学校できめることとござります。

○野原委員 中堅技術者の養成が目的だという局長の答弁ですが、それでは工業高等学校というのが中等教育としてあるわけですね。これは全日制、定時制ともあるわけですね。それと一体どう関連がありますか。工業高等学校の卒業生とはどういふ相違があるので

○内藤政府委員 別科は高等学校の従来資格はないわけでありませぬ。ですから一種の各種学校のようなものでござります。しかし今後この点は別科の制度を奨励する趣旨からさらに検討して、できるだけ単位をやるとか、今中央教育審議会でも実は勤労青少年問題でいろいろ御研究になつていらつしやるので、こういふところの意見もお聞きまして、なるべく高等学校の単位をやつて修学を奨励するようなことも考へてみたいと思つております。

○野原委員 どうもそのところが私は理解に苦しむのです。別科というのは社会の必要があるのだ、こう申されませぬけれども、中等教育としては工業高等学校があるわけですからね。ほんとうに産業界にそういう中堅技術者を送らなければならぬ、そういう

必要がある、こういふことであるならば、工業高等学校の定時制を拡充して、いくなり何なり努力すべきじゃないか。どういふわけで別科にしたのか。たった四千万円の予算を通して、それで、そうして別科だ、こんなもので一体どれだけ産業界に貢献できるものか、その辺を御説明願いたい。

○内務府委員 文部省も、お説の通り工業学校の電気と機械の課程を、各府県一課程、約四十二課程分だけ増設をして、おるわけでございます。一方に御承知の通り職業訓練法で都道府県の職業補導所を整備充実いたしました、これも大体一年ないし二年間でやっております。私どもも同様な趣旨で、工業高等学校があるのですから、そのあるところで短期達成の希望がございまして、工業高等学校の別科です。施設も設備も大体備わっておりますので、そこで養成する方がむしろ経費の点からも好都合ではなからうか、かように考えて補助したわけでございます。

○野原委員 それではお尋ねします、労働省の技能者養成として衆議院を通過いたしましたいわゆる一般訓練所ですね、企業内一般訓練所その他いろいろあつたと思ふ。あの労働省の一般訓練所とこの別科というものはどこが違ふのですか。

○内務府委員 労働省のは働きのながら学ぶと申しますか、新制中学校を出てその会社、工場に入つて、その工場で二年ないし三年働きのながら養成をいたしておるわけでございます。この養成は、私どもはただいま学校教育法の一部改正によりまして、ここでやっておる教育で文部大臣が指定した施設の

場合には、これとこれは高等学校の単位の認めようといふことで、ただいま国会の御審議をわすらわしておるわけでございます。これは純然たる高等学校の一部になるわけです。ただいま申しました別科は、これは一年ないし二年のものでございまして、むしろどちらかといへば労働省の職業補導所の方に近いものでございまして。

○野原委員 私は労働省の技能者養成のあの目的を見たところが、労働省の職業訓練所の場合は熟練工の養成といふことがうたわれておる。あなたの方の文部省が出した別科によると、中堅技術者の養成といふことになつておる。これは違ふのですか、同じですか。この点はどうなんですか。

○内務府委員 これは大きな意味でいへば技術者養成の一環です。ですから技術者養成をする場合に三年の工業高等学校のものもありますし、労働省が労働基準法を進めておる企業内の技術訓練も一環だと思ひます。またただいま私どもがやっておりますところの職業課程も一環です、それから定時制の職業課程も一環です。私どもはできるだけ幅広く技術者を養成することが必要であらうと考えておるのであります。

○野原委員 労働省の企業内訓練と比較いたしますと、学科の時間なりそれから実習の時間というものは、別科による一千四百時間とどちらが質的に見て、内容的に見て充実されておるのか承わりたい。

○内務府委員 労働省が直接やっておるわけではないのですが、労働基準法に定めておりますところの企業内訓練というものは、大体三年くらいやっております。ここではりっぱな施設も持つておるし、専任の教員もおりますし、そしてりっぱな実習場を持ちまして相当充実した教育を行なつております。これは年限が大体三年くらいでございます。ところが別科の方はこれは原則的に一年でございまして、夜間をやる場合に二年程度を予想しておりますので、むしろやはり単能工といふことになると思つております。たとえば旋盤なら旋盤、そういふ単能工の養成にならうかと思ひます。

○野原委員 あなたの方は一年で中堅技術者の養成ですね、それから労働省の方は三年で昼間の定時制高等学校に比すべきようなほんとうに充実した内容を持つておる。予算においてもこれは問題になりませんよ。片一方は数十億円を予算を——いやそやうなつておる。これはあなたの方は四千万円だ。労働省の方の予算を見ると——あなたかぶりを振られたが、それでは労働省の技能者養成の予算は幾らなんですか、お聞きしておきたい。

○内務府委員 労働省の技能者養成といふのは、労働省が補助しておるのではないのです。会社が自己負担でやっておるわけなんです。ちよつとそこに誤解があると思ひます。各都道府県に職業補導所といふのがあつて、この職業補導所といふのは労働省が都道府県に補助金を出してやらしてあるわけなんです。この分の金は相当額が計上されております。ところがただいまおつちやつた企業内訓練は、各企業に責任においてやっておるわけですから、別に労働省は補助金を出しておらないはずであります。

○野原委員 それでは企業内訓練だけに限定しないでお聞きしますが、労働省の職業訓練法の一般関係の予算は幾らになつておりますか。

○内務府委員 今詳細に存じませんが、労働省の都道府県の職業補導所に対する補助費だと思ひます。

○野原委員 これははつきりあなたも数字を見てもらいたいと思ひます。が、一般会計で五億八千三百五十八万円、特別会計として十二億五千六十一万円、あなたの方は四千万円、こゝろいつた予算の裏打ちから見ても問題にならない。片一方は三年間で熟練工の養成をうたつておる。僕が疑問に思ふのは、こつちの方は一年で、別科の一年で何をやるのか。産業教育なんて一年間くらいやつたつてできやしない。一年間で中堅技術者の養成といふのは一体どういふことなのか。これは労働省が熟練工の養成、職業訓練をやりましたものだから、お株をとられては大へんとはかりにあつてやつたのと違ひませんか、ほんとうを言つて。

○内務府委員 それは私非常に誤解だと思ひます。今申しました労働省が労働基準法に基いて指導しておられますのは、これは企業内訓練で、三年だと申しました。それからもう一つあなた御指摘になつて補助金を出しておられますのは、都道府県の職業補導所なんです。たとえばタイピストの養成とか、これはほとんど一年であります。ですからこの労働省がやっておりますのは、単能工と申しますか、そゝろのところをねらつておるわけでございます。そこで文部省がやつておりましたのは、従来高等学校の別科に補助金が

出ていなくなつた、短期間で技術を習得したいといふ希望が相当多いのでございまして、ここに設備費の補助金として三分の一出しました。ですから三分の二は地方負担でございます。それからさらに教員の給与費、学校の運営費、こゝろいふものは全部都道府県の予算に組まれるものでございまして、これは地方財政交付金の方で処理してあります。ですから、こゝろいふ経費を入れますと、相当多額に上ると思ひます。工業高等学校でも国は大して補助金は出しておりません。建物、施設だけあります。大部分の経費は地方負担でございます。

○野原委員 いや、私が聞いておるのは、中堅技術者の養成と熟練工の養成は同じものなのかといふことを聞いておる。これはあなたと同じものだとお考えになるかも知れない。しかし、はつきり労働省は熟練工、あなたの方は中堅技術者、こゝろしては、これは一体違ふのか、同じか、あなたはどう考へるか、この答弁をしてもらいたい。

○内務府委員 先ほど私が申しましたように、労働省が考へておるのは二種類あります。都道府県の職業補導所と企業内訓練、労働省が考へております都道府県の職業補導所と私どもの産業高等学校の産業科のものは大体似た程度のものでございまして。

○野原委員 答弁がないのです。僕は大臣にお聞きしたいと思ひます。こゝろいつた別科といふものは、あなたも御承知のように学校教育法にあるわけです。しかしながらこゝろいふ一年か二年の別科による産業科といふことになつて参りますと、これはやはり相当研究しなければならぬと思ふ。政府は片一

方では労働省が熟練工養成を目的に
した三年間単位の職業訓練法を出してき
ておる。一方には工業高等学校があ
る。工業高等学校には全日制もあれば
定時制もある。今度は労働省からその
職業訓練法によるところの三カ年の職
業教育というものがなされるわけだ
す。そこに持ってきて、何の役にも立
たぬと言つたら語弊がありますけれど
も、ほんとうに申しわけ程度の予算を
とつて、こつた新たなる教科を設け
るといふその理由、その必要性とい
うものが私はどうも納得ができないの
です。だから、この点を文部大臣はど
う考へておるか、それが一つ。

ついでに文部大臣にお聞きしておき
ますが、そういうものを設けるなら
ば、これは労働省の職業訓練との関連
あるいは工業高等学校の教育との関
連、そういう関連性というものを
と綿密に検討されてから打ち出すべき
じゃないか。労働省の場合は相当時間
をかけておられます。教員養成の機
まで労働省の職業訓練法によれば作る
ことになつておる。もちろん労働省は
長い間審議会にかけて検討して打ち出
してきておる。どうも文部省の別科と
いうのは、何だかあまりにも促成栽培
的で、私ども何を一体やるのやら見当
がつかぬのです。大臣、どう考へます
か。

○松永国務大臣 私承知しておる
ところでは、この別科というものは、産
科ですな、これは定時制に行かない子
供達、要するに今工場に行つて働いて
おるそういう人々に一年、きわめて短
期に手ほどきをしてやる。そういう必
要から今の産科の別科に相当補助金
を出す、こういうことに承知してお

る。そこで労働省で職業補導所とい
うのがあつた。これは議論した
ことがあつた。私はさつきあなた
の御質問のうちで、その当時私が議
論したことを今頭に浮べておつたので
すが、それはさうなつた。職業補導
所と産科とは違ふ。なぜなら職業
補導所に入る人、つまり職業安定所
たりから来た人たちは、現場に入つて
さうして腕を修練せんければならぬ。
そのうちには年が五十になる人もあ
れば、四十四、五になる人もある。こ
の文部省関係の産科は、これはやっぱ
り青年層なんです。さうして将来学問
を身につけ、さうして伸びていこうと
する人だ、つまり若い連中に職業を身
につけ、学問もまた身につけたら
いい、こういう趣旨だといふふうに私は
承つております。

○野原委員 どうも私の頭が悪いせい
か、要点を把握するに苦しむのです。
それではお尋ねしますが、労働省の今
度の職業訓練法によるこの制度は、こ
れは教育制度の一つの改変だと思わ
れますが、これはどう考へますか。
○内藤政府委員 労働省のこのたびの
職業訓練法は従来からあつたものを集
大成しただけだと私も考へておる
のであります。一つは先ほど来お話が
ございました企業内の職業訓練、これ
は各企業がそれぞれ自主的にやつてい
らうものではないかと考へます。それが
一つの大きな柱でございます。もう一
つは都道府県が、今大臣がお話にな
りました、経営しておりますところの
職業補導所でございます。この職業
補導所と、それから従来職業補導所は
主として職業安定法の中に規定され
おつたものでございます。それから企

業内訓練は労働基準法の方に規定され
ておつた、この両部門を集めて職業
訓練法という新しい体系のもとに
作つたのであります。技術者の養成
という面から私どもとしてはけつこ
なことだと考へておりました。必ずし
もこれは学校教育とは矛盾しないとい
う考へ方をとつておるのであります。
○野原委員 さうなつて参りますと、
労働省の職業訓練法をより充実してい
く方向に文部省は協力すべきであつ
て、文部省のやるべきことは工業高
等学校の全日制と定時制だ。これでや
つて、労働省の方は職業訓練法でやる。
職業訓練の方を充実させることがこれ
は最も大事なことではないかと私は考
へる。あなたが言うようにさういふも
のであるならば、そこで何かわけのわ
からぬ、一年くらいで工業高等学校に
別科など併設して中堅技術者の養成と
言われてみても、中学校を卒業した子
供が、一年くらいの産科教育で何が中
堅技術者になりますか。労働省の場合
は実業について働かながら学ぶ。だか
ら働かながら必要性をどんどん痛感し
てくるわけなんです。学校で学んだこ
とは直ちに自分の実地に使つていく。
だから三年間でも私は教育のやり方に
よつては、これはほんとうに実利的な
効力をあげることのできる技能者養成
といふことも可能になるかと思つけれ
ども、工業高等学校に一年くらい併設
して、機は一体何の—できないとい
言いません、一年やつたのですから。
それはやらぬよりはましといへばまし
なんです。しかしながらさういふこ
とをやるよりもむしろ職業訓練を充実
さしていくという方向にこそ協力すべ
きではないかと思つておるが、どう考
へになりますか。

○内藤政府委員 中学校を出てそのま
ま社会に出るのが大体八十万ないし百
万おるわけなんです。ですから、できるだ
け職業を身につけるといふことが必要
ではなからうか。特に科学技術が叫ば
れておる今日、私どもはできるだけ青
少年に技術を身につけさせたい。そこ
で労働省がやつておられますところの企
業内訓練では、せいぜい四、五万にし
かならないわけでございます。それか
らこの場合は職業と教育が一体になつ
ておる。ところが都道府県の職業補導
所は、これは大体原則として一年で
ございませう。これは一年間の間にやり
ますが、先ほど大臣がお述べになりま
したように、大体職を求めて職業安定の
立場から来るわけでございます。私
どもの考へておられますのは、中学校を出
てすぐ高等学校で一年ないし、夜間の
場合は二年くらい、この場合は各種学
校でも相当技術を身につけておられま
すし、また都道府県の職業補導所ござ
いますか、こどももやつておられます。
私どもは大体短期にできるという見通
しを立てておるのでございます。さう
いふ点からできるだけ広い層に技術な
り職業を身につけさせたい、さうい
うことで、また労働省がやつておる部分
もほんの数万足らずでございます。文
部省がいかに定時制をがんばりまして
も、定時制はわずかに中学校卒業の一
割程度にすぎませんので、まだまだ私
どもは勤労青少年のために技術なり職
業を身につけさせるように努力しなけ
ればならぬと考へておられます。

と云、世論に聞くとかするならわか
る。ところが、片一方で労働省が熟練
工の養成だといつて莫大な予算をとつ
て本格的にやつておる。文部省は何だ
かなわ張り荒されたという印象を国
民に与えておる。今度のあなたの通達
は、何といつても与えておられます。三月
十四日に通達を出して、あつてふた
つて—予算はなるほど前からとつて
おりますけれども、たつた四千四百
円くらいの予算だ。あなたが言うよう
に八十万の中学校卒業生が出る、これ
は四、五万しか職業訓練は受けな
い。それから高等学校に行く者は、ど
れだけあるか、とにかく莫大な数の子
供が中学校を卒業しただけで実社会に
出なければならぬのだ。だから実技の
訓練、教育は必要だ。私もそれは認め
ます。必要は認めるけれども、必要な
らばもつと本格的に、産科教育はいか
にあるべきかといふことを検討した上
で打ち出すべきじゃないですか。たつ
た一年くらいでは、一体職業とはどう
いうものかといふほんとうの基礎概念
を与えることもむずかしい。それを
麗々しく中堅技術者の養成とはどうい
うわけですか。中堅技術者の養成とい
う文句はとつたらどうかと思つ。一年
くらい子供に教へて中堅技術者とは、
聞いた者が笑いますよ。これはどうい
うわけなんです。もう一べん説明し
て下さい。

○内藤政府委員 大体中等程度の技術
者の養成については従来から中堅技術
者という名前を使つておりました。そ
れから大学を出た場合には一般の技術
者と申しますか、幹部技術者、中等学
校程度の者は中堅技術者、高等学校の
産科も別科でございます。従来か

○野原委員 勤労青少年のための職業
教育に努力しなくちゃならぬことは私
も認めます。それはそれとして、ある
いは中教審なら中教審で十分討議をす

別科がやっておたわけです。これ
で相当成果を上げておられますので、私
どもはこの実績を見て今度は補助をし
ただけでございまして、私どもは今ま
でもやっておたわけですから、これに
対して補助をすることは一向差しつか
えないのじゃなからるかと思つので
す。

○野原委員 中等教育を受けた者、そ
れから定時制でも全日制でもよろしい
が、工業高等学校で教育を受けた者、
そういう者に対して中堅技術者の養成
という事は従来も言っておたわけ。私
の言うのは、たつた一年か二年だ。しか
も別科だ。そういう者に対して中堅技
術者の養成とは、事があまり大き過ぎ
ないか。労働省の方は熟練工の養成と
控え目に言っているのですよ。労働省
のやっていると文部省の今度の別
科と比較すると、片方は三年間やっ
て、時間数においても問題にならな
い。しかも熟練工の養成と言ってい
る。一年くらいやって中堅技術者の養
成、これは産業を知らぬ者の言ふこと
だ。大臣、こんなことはどう思いま
すか。

○松永国務大臣 中堅技術者という言
葉は、私は御議論を承わつて、少し吹
き過ぎたような気もするのですが、し
かし私はこの問題では議論をしたこと
があるのです。すなわちこれは青年層
の技術屋になる人々を手ほどきしてい
くという趣旨から、一年なり二年なり
やるのだというふうに聞いておたわけ。
御指摘になりました職業指導所はさつ
きも申し上げた通り、学生もありま
しょう、若い青年もありませんよ。け
れども、これは主として勤労青年とい
うものではないようです。大体四十、五

十の人あたりがそうした職についてそ
の職を補導してもらつて、こういうこと
のように承わつておたわけ。ですからこ
の産業科すなわち以前の別科、これは
やはりこれからだんだん仕上げていっ
て、そうしてあるいは定時制の方に
くがえする人もあるでしょうし、さら
に上級学校に行ける資格をとる人もあ
るでありましょ。相当のやはり希望
と向上を認めながらやっていると行政だ
というふうに私は考えておる。

○野原委員 時間がありませんから簡
単に終りたいと思つてますが、労働省が
職業訓練というよりなことを打ち出し
てくることに、私はとやかくは言いま
せんけれども、しかし職業訓練による
教育が中等教育を事実的に改変したこ
とはいじめないと思つておる。今日は
四、五万かもしれませんけれども、こ
れはほとんどふえてくるのです。私は
中等教育という場合には、高等学校教
育とかあるいは実業高等学校教育とい
うものを考へておりましたけれども、
実際は動きながら中等教育をしていく
という方向に改変してきたことはいじ
めないのです。だからこのことを一体
文部当局はどう考へるか、もう一度こ
れは大事な点ですから、局長から御答
弁願ひたい。

○内藤政府委員 労働省で指導してい
らつしやるいわゆる企業内訓練につ
きましては、できるだけ高等学校教育の
一部とみなしたい、かような趣旨から
学校教育法の一部を改正いたしまし
て、高等学校の単位が認定できるよ
うな措置を講じたというところで、た
だいま御審議を願つておるわけござ
います。このことはむしろ私どもは非
常に望ましいことである、かように考
へております。

○野原委員 そういふ教育上の大事な
点が文部省から考へられないで、労働
省から考へられるといふのは一体ど
うわけなのか。労働省の場合には工
業その他いろいろな労働につくとい
う面があるでありましょ。文部省こそ
この児童生徒の労働教育に關するもの
を基本的に検討して国会に打ち出す
なり、政府の方針とするなりすべきで
はないか。労働省からこつていふもの
が出てきたといふことをあなたはどう考
へになりますか。

○内藤政府委員 これは労働省がや
つておりましたも各会社をやつておるの
です。各会社が自分たちの後継者や
りつばな指導者を養成しようといふ趣
旨からやつておるのです。これは労働
基準法でさういふ技能者の訓練をする
ことを認めておる、こつていふ趣旨で
ございまして、ですから私どもはその各
業内の訓練が充実することを非常に期
待しておるわけですね。その充実した
ものにつきましては、高等学校教育の
一部とみなすように、これは文部省が積
極的に乗り出さうといふので、むしろ
私どもの方が積極的に乗り出さうとい
う態勢なのでございまして。

○野原委員 いや、各会社がやつてお
るといふ問題ではなしに、職業訓練法
というの労働省が所管として法案を
提案しておる。労働省が中心になつて
研究を続けてきておるのです。私はこ
れはすでに衆議院では審議が終つてお
りますから、今とやかくは言ひませ
んけれども、文部省こそこの種の基本的
な検討をして国会に諮るべきではない
か。文部省は学校教育について全責任
を負つておるのですから、やはり学校
教育の体系と關係があるのですから、

これをどういふわけで——あなたの方
はそれを知つておたわけけれども、労働
省に移管をしたのか、それともあなた
の方はつんばさじきに置かれておた
のか聞いておきたいと思つておる。そ
れともあなたの方はさういふ基本的な
検討をサボつておつて、たとえば管理
職手当や勤務評定で忙しくお留守に
しておる間にさういふものが出てきた
のか、これは後学のためにはつきり聞
いておきたいと思つておる。

○内藤政府委員 その名前が実は職業
訓練法という名前なんで、私も実はそ
ういふ案が労働省から発表になつた
きに驚いたわけですね。ところがだんだ
ん中身を調べてみましたら、そしてま
た私どもも労働省の委員会に出まして
いろいろ主張した結果、労働省はそ
ういふ全般的な職業訓練をやるのでは
ないのだ、従来あるところの労働基準
法に定められた企業内訓練を一つの柱と
し、それから職業安定のための従来か
らあつたところの都道府県の職業指導
所、この二つだけしか考へていないの
だ、それ以上のこと考へていないとい
うことなんです。それなら従来を通
り、名前が少し大き過ぎるけれど
も、まあその点はやむを得ないとい
ふことにはしたわけございまして、お説
のようにならぬ職業訓練といふことな
ら、これは文部省が当然やらなければ
ならぬ仕事だと考へております。今申
しましたように従来あつたものをま
とめたといふ趣旨でございまして、了
承したわけございまして。

○野原委員 この問題は、実はさうい
ふ問題が残つております。しかし時間
がありませんから、他日機会があれば
お尋ねしたいと思つておる。以上で終
ります。

○山下委員長 本日はこれにて散会
いたします。
午後五時一分散会

〔参照〕
公立義務教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準に關する法律案
(内閣提出第一一五号)に關する報告
書
農業又は水産に係る産業教育に従事
する国立及び公立の高等学校の教員
に対する産業教育手当の支給に關す
る法律の一部を改正する法律案(渡
海元三郎君外五名提出、衆法第二一
号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

文教委員会議録第四号中正誤

ペシ段 行 誤 正
九三 末尾 大学 大学に

文教委員会議録第十二号中正誤

ペシ段 行 誤 正
五三 三 擧者 擧者
六四 六 第五條 第五條第一
六五 五 行頭は各一
至五 字ずつ下げ
るべきの誤

昭和三十三年四月十八日印刷

昭和三十三年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局